

事務連絡  
令和2年11月4日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療制度主管課（部）  
介護保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省老健局介護保険計画課

**【再周知】新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、  
後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて**

平素より医療保険制度及び介護保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」（令和2年3月10日付け事務連絡）（別添）において、関係事務の取扱いについて既に周知しているところです。

国際的な人の往来再開については、令和2年10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象となり、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することとされました。これに伴い、新規入国者や帰国者等が国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険に関する届出等の手続きを14日以内に行うことが困難な場合も想定されるため、下記の内容を再度周知いたします。

都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願い申し上げます。

記

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令

第 53 号)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成 19 年厚生労働省令第 129 号) 又は介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 等の規定に基づき、これらの届出の事由が生じた日から 14 日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。